

ちばSDGsパートナー登録制度

Q & A

令和4年4月

目次

1 SDGsについて

- Q1-1 SDGsとは何ですか。
- Q1-2 なぜSDGsに取り組む必要があるのでしょうか。
- Q1-3 SDGsに取り組むとどんな効果が得られますか。

2 ちばSDGsパートナー登録制度について

- Q2-1 制度の目的は何ですか。
- Q2-2 制度に登録されるとどんなメリットがありますか。
- Q2-3 登録の対象は企業のみでしょうか。
- Q2-4 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、申請することは可能でしょうか。

3 登録申請について

- Q3-1 申請に必要な書類は何ですか。
- Q3-2 申請書の提出方法を教えてください。
- Q3-3 申請や更新に手数料はかかりますか。
- Q3-4 登録が認められないことはありますか。
- Q3-5 申請時点では具体的な取組を行っておらず、申請を機に取り組んでいきたいと考えています。申請することは可能でしょうか。

4 第1号様式（別紙1）について

- Q4-1 SDGs活動計画にはどういったことを記載するのでしょうか。
- Q4-2 環境・社会・経済の3側面についてすべて記載するのはなぜですか。
- Q4-3 活動内容には今後の取組内容を記載するのでしょうか。
- Q4-4 目標には何を記載するのでしょうか。

5 第1号様式（別紙2）について

- Q5-1 他のSDGs推進企業との連携を希望とした場合、何かメリットがあるのでしょうか。

6 第1号様式（別紙3）について

- Q6-1 関係するSDGs目標（ゴール）は1つだけ○を入れればよいのでしょうか。
- Q6-2 「SDGs達成に向けた経営方針等」には、どういったことを記入すればよいのでしょうか。

7 第2号様式について

- Q7-1 どんな場合に変更申請が必要になるのでしょうか。また、いつまでに提出する必要があるのでしょうか。

8 その他

- Q8-1 交付された登録証は、自社のホームページに公開してもいいのでしょうか。
- Q8-2 申請書に記載する目標を達成できなかった場合、何か不利益となるようなことはありますか。

1 SDGsについて

Q1-1 SDGsとは何ですか。

A1-1 SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

Q1-2 なぜSDGsに取り組む必要があるのでしょうか。

A1-2 SDGsは、一人ひとりを取り残されないことを確保するのみならず、自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献するなど、全員参加型で取り組む必要があります。

また、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等が進んでおり、企業等が将来に渡って継続し、より発展していくためには長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開が必要であり、SDGsの推進は、企業イメージの向上や、新しい取引先や事業パートナーの獲得など、新たな事業機会の創出にも繋がっていくことが期待されます。

Q1-3 SDGsに取り組むとどんな効果が得られますか。

A1-3 SDGsのゴール・ターゲットを見ると、自社の取組とのつながりに気づきます。

そこから、自社の強みは何であるかを改めて見直したり、SDGsに示された課題を解決できる自社の潜在能力に気づくことができたりします。

また、SDGsに取り組むことで、企業イメージの向上、企業の生存戦略、社会の課題への対応、新たな事業機会の創出などへと繋がる可能性があります。

2 ちばSDGsパートナー登録制度について

Q2-1 制度の目的は何ですか。

A2-1 県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を後押しするため、制度を創設しました。

Q2-2 制度に登録されるとどんなメリットがありますか。

A2-2 SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、千葉県ホームページ等で紹介します。

また、登録企業等はチーバくんを活用した千葉県SDGsシンボルマークを名刺や会社案内等に使用することができます

また、低利の県制度融資（ちばSDGsパートナー支援資金）による支援（※）を受けることができます。

今後、登録企業等向けに取組を追加していく予定です。

※ちばSDGsパートナー登録制度に登録されたことをもって融資が確約されるものではなく、金融機関所定の審査を通る必要があります。

Q2-3 登録の対象は企業のみでしょうか。

A2-3 千葉県内に事務所等を置く企業のほか、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等が対象となります。

Q2-4 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、申請することは可能でしょうか。

A2-4 可能です。その場合は、県内にある事業所等から申請を行ってください。

Q2-5 県内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、それぞれの支店等から申請することは可能でしょうか。また、大学等の各学部・学科・研究室等からそれぞれ申請することは可能でしょうか。

A2-5 可能です。

3 登録申請について

Q3-1 申請に必要な書類は何ですか。

A3-1 申請には「ちばSDGsパートナー登録申請書（第1号様式）」の提出が必要です。

※第1号様式、第1号様式（別紙1）、第1号様式（別紙2）、第1号様式（別紙3）をすべて提出してください。

Q3-2 申請書の提出方法を教えてください。

A3-2 登録の申請は、ちばSDGsパートナー登録申請書の記載事項を「ちば電子申請サービス」により入力してください。

Q3-3 申請や更新に手数料はかかりますか。

A3-3 無料です。

Q3-4 登録が認められないことはありますか。

A3-4 登録には以下の要件を満たす必要があります。要件を満たしていれば原則登録となります。

(1) 環境・社会・経済の3側面において、具体的な取組を推進すること。

(2) 各取組について、具体的な目標が設定されていること。

(3) 登録を受けようとする者が暴力団員等に該当しないこと。

Q3-5 申請時点では具体的な取組を行っておらず、申請を機に取り組んでいきたいと考えています。申請することは可能でしょうか。

A3-5 可能です。

4 第1号様式（別紙1）について

Q4-1 SDGs活動計画にはどういったことを記載するのでしょうか。

A4-1 企業等の経営理念や運営方針等が、どのような形でSDGs達成に資するのか、SDGs達成に向けてどのように貢献していくのか、環境・社会・経済の3側面すべてについて記載してください。目標には、自らの取組がどの程度進捗しているのかを確認しやすくするため、原則として数値目標を記載してください。

Q4-2 環境・社会・経済の3側面についてすべて記載するのはなぜですか。

A4-2 SDGsは経済・社会・環境の三側面の相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組む必要があります。経済だけ重視した取組や、環境・社会に配慮するあまり、経済的に発展しない取組でもいけません。

Q4-3 活動内容には今後の取組内容を記載するのでしょうか。

A4-3 すでに実施している活動の場合は実績を記載してください。これから実施予定の活動については実施予定時期も記載してください。

Q4-4 目標には何を記載するのでしょうか。

A4-4 活動内容に係る目標を記載してください。また、できるだけ定量的な目標を設定してください。

5 第1号様式（別紙2）について

Q5-1 他のおちばSDGsパートナーとの連携を希望するとした場合、何かメリットがあるのでしょうか。

A5-1 今後、パートナー同士のマッチング機会等を設けることを検討しております。施策の検討に当たり、皆様のご意見をお聞かせいただきたいので、積極的にご記載ください。

6 第1号様式（別紙3）について

Q6-1 関係するSDGs目標（ゴール）は1つだけ〇を入れればよいのでしょうか。

A6-1 1つだけでなく、企業等として目標（ゴール）の達成に向けて取り組んでいる又は取り組んでいく予定である目標（ゴール）すべてに〇を入れてください。

Q6-2 「SDGs達成に向けた経営方針等」には、どういったことを記入すればよいのでしょうか。

A6-2 企業の経営理念や運営方針等が、どのような形でSDGs達成に資するのか、SDGs達成に向けてどのように貢献していくのかを記載してください。宣言書は県のホームページなどで公表する予定でありますので、具体的かつ企業・団体等のPRに繋がる事項を積極的に記載してください。

7 第2号様式について

Q7-1 どんな場合に変更申請が必要になるのでしょうか。また、いつまでに提出する必要があるのでしょうか。

A7-1 登録申請の際に提出した登録申請書及びSDGs宣言書の内容に変更があった場合、速やかに変更申請書を県に提出してください。具体的には、企業・団体名が変更となった場合や、所在地が変更となった場合、SDGs活動計画が変更となった場合、宣言書の内容を修正したい場合等には変更申請書の提出が必要となります。判断に迷うような場合、まずはご連絡ください。

8 その他

Q8-1 交付された登録証は、自社のホームページに公開してもいいのでしょうか。

A8-1 登録証は社内に掲示していただくほか、自社のホームページに公開していただくなど、積極的にご活用ください。ただし、登録証の加工・修正は行わないでください。

Q8-2 申請書に記載する目標を達成できなかった場合、何か不利益となるようなことはありますか。

A8-2 本登録制度において、目標が達成できなかった場合に不利益となるようなことはありません。